

# 評 価 書

施企第31号(11.6.14)

題 目：大型シンボルサイン（内照式）

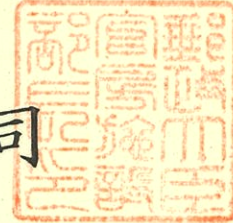
申請者：株式会社 荒川

住所 広島県府中市元町468-3

郵便局庁舎標準部品技術評価制度要綱  
（郵建計第3号 平成5年）第7条1項  
の規定に基づき、先に申請のあった上記  
題目について下記のとおり評価する。

平成11年 6月15日

郵政大臣官房施設部長 田代 純司



## 記

### 1 評価結果

本技術開発成果について、施企第23号（平成9年5月9日）における開発目標に照らして評価した結果は次のとおりであり、開発目標を達成しており、郵便局庁舎標準部品として用いるのに十分な性能を有していると認められる。

- (1) 現在及び将来の郵政事業への対応性を十分有していると認められる。
- (2) 十分な耐久性と安全性を有していると認められる。
- (3) 維持管理の容易な構造であると認められる。
- (4) 経済性を考慮していると認められる。
- (5) 安定的に供給可能な生産流通体制が整備されていると認められる。

### 2 評価の前提

- (1) 本大型シンボルサイン（内照式）は、申請書添付資料に示された材料・部品を用いる。
- (2) 本大型シンボルサイン（内照式）は、申請書添付資料に示された所定の品質基準を満たしていることが確認された製品とする。
- (3) 本大型シンボルサイン（内照式）の施工は、申請書添付資料に従い、適正に行われるものとする。

### 3 評価の範囲

本評価の対象は、申請者より提出された「大型シンボルサイン（内照式）」で次  
あげるタイプとする。

- (タイプ) 高輝度型